中期計画

国立大学法人 長 岡 技 術 科 学 大 学

平成22年3月31日 認可

平成24年3月30日 変更認可

平成25年3月29日 変更認可

平成27年3月31日 変更認可

国立大学法人長岡技術科学大学 中期計画

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

- ・人間・環境共生型の持続可能社会の構築を志向して、本学が育成すべき人材像を具体化し、カリキュラム体系の点検を行うとともに授業内容の一層の充実を図る。
- ・技学教育を修めた卒業・修了生の質保証の観点から、単位制度に則した授業時間の確保、学 習成果の達成度の公正な評価方法を検討し、実施する。
- ・学生の学習歴の多様性や習熟度の違いに配慮して、入学前教育、補習、学習サポーター制度 等の有機的活用を推進するとともに、導入教育の体系化を図る。
- ・豊橋技術科学大学及び国立高等専門学校機構と連携・協働して教育改革を行うための実施体制を構築し、グローバル人材とイノベーション人材を養成する。
- ・学生が主体的に創造的活動を行う PBL 教育プログラムや課外プログラムを構築する。
- ・学生がより一層モノづくりへの関心を深めるようにエンジニアリングデザイン教育等を重視 した実験・演習や実務訓練を充実する。
- ・大学院修士課程では、指導的技術者に要請される社会的・国際的な対応力を育成するための カリキュラムを充実する。
- ・インターンシップやゼミ等、企業、公的機関等と連携した教育研究体制をさらに推進し、社会の要請に応えられる博士後期課程学生を育成する。
- ・プロジェクト研究等により実務教育を推進し、安全技術とマネジメントスキルを備えた専門 職業人を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・現行の学部・大学院の構成、教育組織等を見直して、人間・環境共生型の持続可能社会に適 応した教育プログラムを効果的に実施できる体制の再構成を図る。
- ・本学独自のFDプログラム「実践的技術教育マイスター制度」を推進するための体制を確立 するとともに、FD活動とその成果を点検・評価する体制を充実させる。
- ・実践的高度専門技術者養成の観点から、企業等の実務経験を有する教員を3割程度確保し、維持する。
- ・高専・両技科大間教員交流制度を積極的に利用し、教員人事の活性化、流動性を確保する。

(3) 質の高い学生受入に関する目標を達成するための措置

- ・高校生、高等専門学校生、教員、保護者、海外の本学志望者等に対して本学の情報を積極的 に発信するとともに、受入れ体制を整備し、優秀な人材を確保する。
- ・入学者追跡調査等により入試の在り方を検証し、必要に応じて選抜方法の見直しを行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

・学内の安全環境を確保する対策として、学内パトロール等を実施して危険を事前に阻止する

活動を充実するとともに、危機対応マニュアルを整備し、緊急時への対応体制を整備する。

- ・学生と双方向の連携を維持するため、クラス担当教員・指導教員、アドバイザー教員、各種 相談員及び事務職員間の連携を密にするとともに、学生相談室、学生支援センター等の相談 体制を強化・充実する。
- ・学生の意見・要望を学生支援策の策定に反映させるため、学生生活に関するアンケートを実施し、学生支援の成果を確認・検証するとともに、システムを整備する。
- ・将来の目標や職業意識を学生に持たせるため、早期からの社会人基礎力の養成及びキャリア 教育を実施するとともに、実務訓練・インターンシップを通した実践的キャリア教育を充実 強化する。
- ・キャリアアップから就職活動までをトータルにサポートする体制を整備し、きめ細やかな就 職支援を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・人間・環境共生型の持続可能社会の基盤となるエネルギー・環境、安心・安全、生命・人間 関連の問題の解決に向けて、先進的研究・融合領域的研究を推進するとともに、これをサポートする柔軟な研究体制を整備し、世界的研究拠点形成を図る。
- ・若手研究者の育成に積極的に取り組み、特に有能な若手研究者を世界の産学官界から発掘し、 実践的・創造的能力を備えた、次世代を担う世界水準の技術科学の先導者を養成する。
- ・国内外・地域の企業及び研究機関との連携研究や共同研究、研究者・技術者の受け入れを推進 し、メディアや報告会等を活用して国内外に向けて研究成果を積極的に発信する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・学長のリーダーシップによる研究者配置、組織見直し及び研究施設等の研究環境整備を行い、 重点領域・分野に機動的・戦略的に対応する。
- ・基礎的・萌芽的研究の推進、高等専門学校との研究連携、国際的学術交流、若手研究者の育成等を推進するため、効果的な研究資金の配分を行う。
- ・知的財産センターを中心に、知的財産創出の啓発活動、特許に係る相談を行い、知的財産の 取得・管理・活用等の活動を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・地域の青少年を対象とした科学技術への関心を高めるためのアウトリーチ活動を推進する。
- ・地域社会と連携した地域産業振興・地域活性化のための国家プロジェクトの推進・発展において主導的役割を果たす。
- ・地域防災計画・都市計画策定等への参画や住民への普及活動を通じた自治体政策に貢献する。
- ・長岡市が中心市街地に設置する教育支援施設を活用し、近隣の大学等との連携による融合的 学生教育および地域人材育成支援を充実する。
- ・人材育成・技術移転・コンサルティングを通じた地域産業高度化・地場産業創成・地域産業 クラスター創出活動を推進する。

- ・産学官の人材交流強化による産業活性化に貢献する。
- ・以上の社会貢献活動を推進するにあたって、キャンパス外の施設なども活用し、より親しみ 易く、存在感のある活動を展開する。

(2) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置

- ・高等専門学校のカリキュラムとの整合性に配慮して、学士課程3、4年及び大学院修士課程 のカリキュラム編成を充実する。また、将来の産業界をリードする優秀な技術者を養成する教 育プログラムを、高等専門学校と協働して構築する。
- ・高等専門学校専攻科と大学院修士課程の連続性を緊密にし、研究指導においても連携を強化 する。
- ・e ラーニングのコンテンツ作成支援環境の整備を行うとともに、ノウハウを蓄積し、配信内容を充実させ、他教育機関(大学、高等専門学校、海外協定機関等)における先導的役割を果たす。
- ・全国の高等専門学校及び国立高等専門学校機構との連携による知的財産活動の集約・強化と 産学官連携活動の一層の活性化とその広域展開を行う。
- ・高等専門学校図書館と学術情報の安定的な連結・連携を推進し、維持する。

(3) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・工学教育に必要な日本語教育の充実を図るとともに、工学系の留学生に有用な教育方法、教育ツールの開発、シラバス等の整備を行う。
- ・本学学生の派遣、及び留学生受入れのためにツイニング・プログラムを充実するとともに、 大学院レベルでの連携教育プログラムを開始・推進する。
- ・人間・環境共生型の持続可能社会構築を目指した世界的研究・教育拠点を形成し、先進的研究と教育の実施のための国際連携を推進する。
- ・アジア、中南米諸国等における大学・研究機関との研究協力や国際シンポジウムの開催を推進し、これら地域の研究活動の活性化に貢献する。
- ・国際連携教育の一層の推進、英文ホームページ等の国際情報発信の充実等により、さらに優秀な人材を確保するための基盤を強化する。
- ・アジア、中南米の交流協定機関との国際連携を一層強化するための体制整備、及び人的交流 を促進し、海外の同窓会の活動支援等を通して帰国留学生の母国での活躍を支援する。
- ・本学の国際化活動を支える外国人研究者・留学生向け宿舎を充実する。
- ・地域社会・地域の青少年の国際化ニーズにこたえた諸活動を推進する。
- ・スーパーグローバル大学創成支援「グローバル社会を牽引する実践的技術者育成プログラム」 事業の目標達成に向け、海外の3拠点を整備し、多点双方向会議が可能なビデオ会議システムを導入するなど、GIGAKU教育ネットワーク及びGIGAKUテクノパークネットワークの構築を進める。また、ネットワークにおける教育システムの国際通用性を高め、ジョイントディグリー・プログラム等の新たな連携教育の開発に向け、学部、大学院のシラバスを5割以上英語化する。

(4) 附属病院に関する目標を達成するための措置(本学該当なし)

(5) 附属学校に関する目標を達成するための措置(本学該当なし)

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・学長のリーダーシップのもと、教育研究活動等が活性化できるような予算、人員、施設等を流動的 に配分する。
- ・多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制の構築を前提に、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。
- ・40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員 の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、 40歳未満の若手教員の割合が第三期中期目標期間中に概ね30%となることを目指し促進する。
- ・教員と事務系職員の協働によるプロジェクトチームを適宜立ち上げ、機動的・一体的な業務運営体制を整備する。
- ・経営協議会において外部委員から幅広い意見等を得るための方策を検討し、意見のフィードバックの強化を通じて法人運営に積極的に活用する。
- ・ 高専機構・技大協議会における学外者の意見を高等専門学校との連携及び法人運営に積極的 に活用する。
- ・業務評価や監査の結果等を、事業計画等に反映する等、業務が PDCA サイクルを基本とし推進されるよう組織運営の改善を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・事務量の洗い出し及び人員配置の適正について検討し、事務分掌の見直しを含めた効率的な再編統 合を実施する。
- ・本学独自のSDを立案・実施し、専門性の高い職種の人材養成を図るための研修を実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金等自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・外部資金獲得に向けた組織的な取組みを強化し、本学にマッチした効率的・効果的な外部資金獲得の仕組みを確立する。
- ・教育研究成果を産業界等に対して効率的・効果的に発信・還元することにより、外部資金を 積極的に獲得する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、 △5%以上の人件費削減を行う。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を

平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

・基盤的部分や戦略的部分等業務の性格を見極め、効率的・効果的な予算配分を行う。また、 施設運営の効率化、事務の合理化及び人員配置の適正化等により業務の効率化を進める等、 業務最適化を目的とした、業務の成果と経費削減両面の判断に基づく見直しを行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

・ 寄附金など外部資金等について、社会・経済状況等を勘案した資金計画を策定し、安全・確 実な運用管理を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

・自己点検・評価及び認証評価機関等の評価を受審し、評価結果を教育研究等の改善に結び付 けるとともに、本学独自の取組みや特徴をさらに発展させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

・大学の教育研究分野における活動方針・活動状況、評価結果等に関する情報を積極的に公開するとともに、データの集約や分析等に携わる組織を一元化し、利用者の立場に立った情報発信等を行う仕組みを整備する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ・本学の基本理念に基づき策定したキャンパスマスタープランに沿って、国の財政状況や社会 及び施設需要の変化等を踏まえ、省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備の充 実を推進する。
- ・教育研究の高度化・活性化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮し、計画的に老朽施 設設備の改善を推進する。
- ・施設の点検・評価システムを継続して実施するとともに、全学的な視点に立った施設マネジメントに基づく弾力的・効率的なスペースマネジメントを行う。
- ・環境に配慮したキャンパスの形成を目指した環境配慮等の取組に関する方針等を策定し、環境保全活動を推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全衛生管理体制の改善・充実や人的側面も含めた 情報セキュリティ管理の拡充強化に取り組む。
- ・講演会・講習会の開催、研修への参加等による安全教育や情報資産の安全な利活用を図るため、本学構成員に対する関係規程等の周知を充実させる。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

・法令及び学内規則等の遵守のための教職員教育を徹底するとともに、業務実行の中で法令遵

守及び個人情報の保護や情報漏えい・不正使用の防止が保障される仕組みを整備し、ガバナンスの徹底に努める。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

WI 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

™ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画は想定していない。

区 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額(百万円)	財源
総合研究棟改修(電	総額	施設整備費補助金
気系)、	7 3 9	(565)
小規模改修		国立大学財務・経営セン
		ター施設費交付金
		(174)

- (注1) 施設・設備の内容、金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。
- (注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付 金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額に ついては、各事業年度の予算編成課程等において決定される。

2. 人事に関する計画

(1) 教職員人事の基本方針

教職員人事は、社会のニーズに柔軟に対応した教育・研究体制の整備・充実を図るため、

学長を中心に執行部の一元的把握の下に行い、その選考は、教員については原則公募制を継続するとともに既存の人事交流制度、任期制ポスト等を活用し、官庁、他機関又は民間企業等から優れた人材を確保し、事務系、技術系職員については、競争試験によることを原則とする。ただし、特に高い専門的知識を要する職種については、独自の選考方法・基準を設け、公正かつ透明性を保ちつつ、よりよい人材の確保に努める。

(2) 教職員に係る人材育成方針

- ・グローバル化に伴い国内外の教育・研究機関又は産業界等との連携に幅広く対応でき得る能力を備えた人材を養成するため、スタッフ・デベロップメント研修(SD 研修)を充実させ、職務能力の向上を図る。
- ・人事交流制度、長期研修制度及び専門業務研修等を活用し、具体的な業務を通じて、業務に 必要な知識、技術、技能等を計画的に修得させる一方、階層別研修等への参加を通じて、職 員個々の能力の向上を目指すとともに幅広い専門性を有する基幹的職員を養成し、組織管理、 運営等の充実強化を図る。

(参考)中期目標期間中の人件費総額見込み 19,181百万円(退職手当は除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

該当なし

4. 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその付帯業務の財源に充てる。

学 部 等 の 記 載

別表(収容定員)

	工学部 940人
平成 22 年度	工学研究科 928人 うち修士課程808人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人
- 	工学部 940人
平成23年度	工学研究科 928人 うち修士課程808人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人
_	工学部 940人
平成 24 年度	工学研究科 943人 うち修士課程823人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人
	工学部 940人
平成 25 年度	工学研究科 958人 うち修士課程838人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人
=	工学部 940人
平成 26 年度	工学研究科 958人 うち修士課程838人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人
	工学部 940人
平成 27 年度	工学研究科 958人 うち5年一貫制博士課程15人 修士課程823人 博士課程120人 技術経営研究科 30人 うち専門職学位課程30人

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成22年度~平成27年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	23,014
施設整備費補助金	5 6 5
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付	1 7 4
自己収入	8, 465
授業料及び入学料検定料収入	7, 990
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	4 7 5
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6, 901
長期借入金収入	0
計	39, 119
支出	
業務費	3 1, 4 7 9
教育研究経費	3 1, 4 7 9
診療経費	0
施設整備費	7 3 9
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6, 901
長期借入金償還金	0
計	39,119

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 19, 181百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ 試算している。

- 注) 退職手当については、国立大学法人長岡技術科学大学退職手当規程に基づいて支給する こととするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

「運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式 により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1) は直前の事業年度におけるE(y)。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給 与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」: 以下の事項にかかる金額の総額。F(y-1) は直前の事業年度におけるF(y)。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の 人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

Ⅱ 〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」: 特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y)

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

A (y) = E (y) + F (y) - G (y)

- (1) E (y) = E (y-1) × β (係数)
- (2) F (y) = {F (y-1) × α (係数)} × β (係数) ± S (y) ± T (y) ± U (y)
- (3) G (y) = G (y)

- E (y): 教育研究等基幹経費(①)を対象。
- F (y): その他教育研究経費(②)を対象。
- G (y): 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。
- S (y): 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において 当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y): 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y):施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

B(y) = H(y)

- H (y):特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- 3. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

C(y) = I(y)

I (y):特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため に必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事 業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ):大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し 等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方

で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ):教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に 応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は 平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想され るため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

- 注)施設整備費補助金及び国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。
- 注)産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。
- 注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額 を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行 われる事業経費を計上している。
- 注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補 正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度~平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

	(単位:日万円)
区分	金額
費用の部	38, 418
経常費用	38, 418
業務費	33, 506
教育研究経費	7, 217
診療経費	0
受託研究費等	5, 480
役員人件費	3 6 0
教員人件費	13,882
職員人件費	6, 567
一般管理費	3, 341
財務費用	0
維損	0
減価償却費	1, 571
臨時損失	0
収入の部	38, 418
経常収益	38, 418
運営費交付金収益	22,050
授業料収益	5, 900
入学金収益	1, 421
検定料収益	2 3 0
附属病院収益	0
受託研究等収益	5, 480
寄附金収益	1, 291
財務収益	0
雑益	4 7 5
資産見返負債戻入	1, 571
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

- 注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
- 注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度~平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出	39,744
業務活動による支出	36, 267
投資活動による支出	2, 852
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	6 2 5
資金収入	39,744
業務活動による収入	38, 380
運営費交付金による収入	23,014
授業料及び入学料検定料による収入	7, 990
附属病院収入	0
受託研究等収入	5, 480
寄附金収入	1, 421
その他の収入	4 7 5
投資活動による収入	7 3 9
施設費による収入	7 3 9
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	6 2 5

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。